

愛知県立大学留学支援委員会規程

(趣 旨)

第1条 インターナショナル・オフィスに設置する留学支援委員会（以下「委員会」という。）について、インターナショナル・オフィス規程第6条第1項に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、国際交流に関する次の事項を審議し、実施する。

- (1) 愛知県立大学学生の外国の大学への派遣及び外国人留学生の本学への受入に関すること
- (2) 留学生の福利厚生に関すること
- (3) その他国際交流の実施に関すること

(組 織)

第3条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) インターナショナル・オフィス長
- (2) インターナショナル・オフィス付教員
- (3) 各学科（ヨーロッパ学科を除く。）、ヨーロッパ学科各専攻及び大学院各研究科から選出された者（各研究科においては、学部から選出された者が当該研究科の委員を兼ねる。） 各1名
- (4) 学務部長

(任 期)

第4条 委員の任期は、前条第1号及び第2号並びに第4号に掲げる者についてはその職にある期間とし、第3号に掲げるものについては1年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、その都度補充するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び議長)

第5条 委員会に委員長を置き、インターナショナル・オフィス長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会の議長となる。
- 3 委員長は、委員の中から委員長代理を置くことができる。

(招 集)

第6条 委員会の招集は、委員長が行う。

- 2 3分の1以上の委員の要求があるときは、委員会を招集しなければならない。

(定足数及び議決方法)

第7条 委員会は委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 議事は出席委員の過半数によって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会が必要と認める場合は、委員以外の教職員を委員会に出席させ、その意見を述べさせることができる。ただし、議決に加えることはできない。

(専門部会)

第9条 委員会には、外国の学術協定大学との交流事業実施担当の部会を協定大学ごとに置く。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、インターナショナル・オフィスが担当する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 協定大学ごとの部会は、協定大学所在地域ごとに置くことができる。

附 則

この規程は、平成23年11月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年5月31日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和7年5月27日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。